

雇用保険のメリット

建設労働者確保育成助成金

受講料の

80%+日当
(1日8000円)が

助成されます。※申請するには、事前計画書の提出が必要です

この制度は、指定された教育訓練、実技実習をした場合、受講料の一部と、その講習に要した日当の一部を事業者の方に労働局から助成金が支給される制度です。(建設業の中小企業で雇用保険適用事業所の被保険者の受講に限る)



育児休業給付

雇用保険に加入していると、被保険者である従業員が育児休業をする場合、

賃金の

67%が
(180日まで)

政府から支給されます。

※180日以降限度日までは50%

介護休業給付

雇用保険に加入していると、被保険者である従業員が介護休業をする場合、

賃金の

40%が

政府から支給されます。

労働保険に入っていれば

労災保険+雇用保険

※28歳男性、勤続10年、家族は妻(28歳)、子ども(0歳) 日給14,000円(×23日稼働) 月額322,000円の場合のシミュレーション

従業員が退職し、
失業した

雇用保険失業給付

約 **69万円**

《自己都合退職 120日分》

※支給まで待機期間あり

会社が雇用保険に加入していると労働者が失業の際には、認定をうけて失業給付が支給されます。雇用保険は労働者とその家族にとってのセーフティネットになります。

従業員が現場で
脚立より転落した

左足首
骨折

療養補償給付(治療費・入院代)

約 **376万円**

《総医療費》

6ヶ月休業した

休業補償給付

約 **151万円**

《180日分》

※建設現場での従業員の業務災害は元請労災が適用されます

従業員が現場で
転落・死亡した

遺族(補償・特別)年金

(年間)
約 **211万円**

※子が18歳年度末になったら、子の分は、支給停止となります

遺族特別支給金

300万円

※建設現場での従業員の業務災害・死亡は元請労災が適用されます

現場で作業をする **事業主** **一人親方** には **労災特別加入**を

仕事でケガをした場合は、一般的に労働者の場合、労働者が雇用されている事業所の労災保険が適用されます。しかし、建設業のように、数次にわたる下請業者が混在する現場では、元請の労災保険が適用されます。

ただし、一人親方や中小事業主は元請労災が適用できないので、特別加入労災保険を適用することになります。現場作業をする事業主、一人親方には特別加入をすすめましょう。

明るい建設業の未来のために皆の力を合わせましょう